

天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
交付規程

制定 令和8年8月

天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
交付規程

(通則)

第1条 天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金交付要綱（20260203財資第24号。以下「要綱」という。）の定めるところによるほか、この交付規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 この交付規程は、経済産業大臣（以下「大臣」という。）が定めた要綱第2条の交付の目的を達成するため、一般社団法人都市ガス振興センター（以下「センター」という。）が行う補助金を交付する事業の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(交付対象要件)

第3条 センターは、天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費のうち、補助金交付の対象としてセンターが認める経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する事業を行う。ただし、別紙の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当するものが行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 前項に定める補助事業については、次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

- (1) 事業を営む法人を対象とする。
- (2) 天然ガスを主原料とするガスを中圧導管または耐震性を向上させた低圧導管により供給を受けること。
- (3) 天然ガスを主原料とするガスを燃料とした設備を導入して使用すること。
- (4) 対象とする設備は、別表1のとおりとする。
- (5) 対象とする設備の設置場所に関する要件は、別表2のとおりとする。

(補助金交付の対象)

第4条 センターは、補助事業に要する経費のうち、補助金交付の対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において当該補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付する。ただし、消費税及び地方消費税は補助の対象外とする。

2 前項に定める補助対象経費の区分は、別表3のとおりとする。

3 前項に定める補助対象経費の区分毎の補助対象範囲は、別表4のとおりとする。

(補助率、補助金の上限額)

第5条 センターが補助事業者に対して交付する補助金の補助率、補助金の上限額は別表5のとおりとする。

(審査委員会)

第6条 センターは、学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、補助事業の採択等について審査のうえ決定する。

(補助事業者の募集及び申請方法)

第7条 センターは、別に定める募集期間中に補助事業者を募集する。

2 前項の募集期間中に補助金申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次の手続きを行うものとする。

(1) 申請者は、交付申請書（様式第1）、実施計画書（様式第2）及び当該補助事業が補助金交付の要件に適合することを証する以下の書類を添付してセンターに提出する。

(ア) 全体配置図（対象設備の位置が明示されているもの）

(イ) 対象設備の配置図及びシステムフロー図、配管図、電気系統図等

(ウ) 対象設備の機器仕様

(エ) 停電対応CGSにおいては対象設備のCO₂削減量を算出した書類
停電対応GHPにおいては停電時の室内機負荷計算書

(オ) 見積書の写し

(カ) 事業実施スケジュール

(キ) 申請者の会社概要及び役員名簿

(ク) 申請者の履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し（発行日が申請日から3カ月以内のもの）

(ケ) 中圧ガス導管又は耐震性を向上させた低圧導管等でガス供給を受けている、又は補助事業完了までに供給開始する見込みであることを示す書類

(コ) 第3条第2項第5号（イ）に該当する建物については、国や地方公共団体との協定書写し、もしくは協定書に準じる書類（見込みの場合は協議の議事録）、避難スペースの面積が読み取れる図面

(サ) その他、センターが提出を求める書類

(2) リース、エネルギーサービス、賃貸借等において、対象設備の所有者及び使用者が異なる場合は、共同申請とすること。

(3) 申請は、補助金申請システムにより行うこととする。ただし、やむを得ない理由により補助金申請システムを利用できない場合には、センターに電子メールを送信することにより行うことができる。なお、電子メールの場合は送信日を受付日とする。

(交付の決定等)

第8条 センターは、前条第2項の交付申請書を受付けたときは、当該申請書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に交付決定通知書（様式第3）を送付するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき必要な条件を付することができるものとする。

- 2 前項において、第6条の規定による審査委員会が行う審査に基づき、交付の決定を行う。また、繰り上げによる追加交付決定及び追加公募を実施できるものとする。
- 3 センターは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下げ届出書（様式第4）をセンターに提出しなければならない。

(計画変更等の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書（様式第5）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の範囲内で変更をする場合を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的の変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的達成に資するものと考えられる場合
 - (イ) 補助事業の目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 計画変更等承認申請書の提出は、補助金申請システムにより行うこととする。ただし、やむを得ない理由により補助金申請システムを利用できない場合には、センターに電子メールを送信することにより行うことができる。
- 3 センターは、第1項に基づく計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、計画変更等承認結果通知書（様式第6）を補助事業者に送付するものとする。
 - 4 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(契約等)

第11条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をするときは、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運用上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、若しくは随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、前項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 3 補助事業者は、第1項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、センターの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 4 センターは、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者はセンターから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 5 前4項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第12条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 センターが第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がセンターに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、センターは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がセンターに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - （1）センターは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) センターは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、センターが行う弁済の効力は、センターが支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに遅延等報告書（様式第7）をセンターに提出し、その指示に従わなければならない。

(実施状況の報告)

第14条 補助事業者は、センターが特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況について、指示する期日までに実施状況報告書（様式第8）をセンターに提出しなければならない。

(補助事業の承継)

第15条 センターは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、承継承認申請書（様式第9）をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができるものとする。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内、又は当該補助事業の完了した日の属するセンターの会計年度内の2月末日（土曜日、日曜日、祝日を除いた平日）のいずれか早い日までに、次の手続きにより補助事業の実績報告を行う。

- (1) 補助事業者は、実績報告書（様式第10）をセンターに提出しなければならない。
- (2) 報告は、補助金申請システムにより行うこととする。ただし、やむを得ない理由により補助金申請システムを利用できない場合には、センターに電子メールを

送信することにより行うことができる。なお、電子メールの場合は送信日を受付日とする。

- 2 補助事業者は、やむを得ない理由で補助事業がセンターの会計年度内に終了しなかったときは、翌会計年度の4月8日までに年度末実績報告書（様式第11）をセンターに提出しなければならない。
- 3 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。

（補助金の額の確定等）

第17条 センターは、前条第1項の補助事業実績報告書を受領し、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて実施する現地調査等により、その報告に係る補助事業の内容が、補助金の交付の決定内容（第10条第3項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対して支払確定通知書（様式第12）により通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、第8条第1項の交付決定通知における対象経費の区分ごとの補助金交付予定額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

（補助金の支払）

第18条 センターは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の精算払いを受けようとするときは、精算払請求書（様式第13）をセンターに提出しなければならない。
- 3 精算払請求書の提出は、補助金申請システムにより行うこととする。ただし、やむを得ない理由により補助金申請システムを利用できない場合には、センターに電子メールを送信することにより行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第19条 センターは、第10条第1項第3号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第8条第1項の規定による補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

- （1）補助事業者が法令、本交付規程に基づくセンターの処分又は指示に違反した場合
- （2）補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- （4）交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する

必要がなくなった場合

- (5) 補助事業者及びその親会社、子会社、関連会社、役員並びに従業員が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、その他のセンター若しくは補助事業者が適用を受ける法令等に定める反社会的勢力等であることが判明した場合
 - (6) 補助事業者の重大な財務状況の悪化、支配権の移転等の事情により、補助事業の遂行に支障が生じた場合
- 2 センターは、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 3 センターは、前項に基づき補助金の返還を請求するときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
 - 4 センターは、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
 - 5 センターは、補助事業者が第2項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、返還報告書（様式第14）により報告させるものとする。
 - 6 第2項の規定に基づく補助金の返還の期限については、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

（加算金の扱い）

第20条 センターは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（取得財産等の管理等）

- 第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳〔取得財産等明細表〕（様式第15）を備え管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。
 - 3 センターは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をセンターに納付させることができるものとする。

(取得財産等の処分の制限等)

- 第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、機械、器具、備品及びその他の財産とする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満のものであって、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要がないと認められるものは、この限りでない。
- 2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第16）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 4 前項の規定に基づく納付の期限については、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利3.0パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(補助金の経理)

- 第23条 補助事業者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(センターによる調査)

- 第24条 センターは、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者等に対して調査等を行うことができる。
- 2 補助事業者は、センターが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。
- 3 第1項に規定する調査等は第18条に定める補助金の支払いの終了後であってもこれを適用できるものとする。

(個人情報に関する事項)

- 第25条 センターは、申請者等より取得した個人情報を適正に管理するとともに、その使用目的は補助事業に関する業務に限るものとする。

(裁判管轄)

- 第26条 本件に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第 27 条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第 28 条 この交付規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は経済産業省に協議の上、センターが別に定める。

附則

この交付規程は、大臣の承認を受けた日から施行し、令和 8 年 8 月 10 日から適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

〔別表 1〕

第 3 条第 2 項第 4 号に定める設備は次の（ア）及び（イ）とし、（ウ）を合わせて設置すること。

対象設備機器	主な仕様
（ア） 停電対応可能なガスコージェネレーションシステム （以下「停電対応 C G S」という）	平時には系統連系運転を行い、系統電力が停電した際には再稼働または稼働継続できるコージェネレーションシステムであり、発生する排熱を有効利用するエネルギー効率の高い省エネ設備であること。なお平時に排熱利用先のないモノジェネ設備及び増エネとなる設備は対象外とする。
（イ） 停電対応可能なガスヒートポンプエアコン （以下「停電対応 G H P」という）	系統電力が停電した際には再稼働または稼働継続できるガスヒートポンプエアコンであること。また停電対応 C G S と組み合わせて停電対応が可能となるガスヒートポンプエアコンについては、停電対応 G H P とする。
（ウ） 運転状況を確認するために必要な専用の計測装置	計測用ガス流量計等（都市ガス事業者所有のガスメーターとは異なるもの）

〔別表 2〕

第 3 条第 2 項第 5 号に定める対象設備の設置場所に関する要件は次のとおりとする。ただし、いずれの場合にも、補助対象設備は建物と同一敷地内に設置し、補助対象設備が災害時に寄与する屋内空間の床面積を明確にすること。

対象設備が設置される建物の区分
(ア) 公共性の高い建物 a. 国や地方公共団体が定める防災計画において指定される建物 b. 国や地方公共団体、社会福祉法人、医療法人及び学校法人が所有及び運営する建物
(イ) 災害時に避難所等として活用され、避難所としての機能が高い※以下の建物 a. 避難所、避難場所（屋内） b. 協定による避難場所（屋外）に併設された建物 c. 帰宅困難者受入建物 d. 災害時帰宅支援ステーション e. 一斉帰宅抑制事業者の建物 f. 協定による物資提供を住民等に行う建物 ※避難所としての機能が高いとは、以下①②③をすべて満たすことをいう。 ①地方公共団体との協定、又は協定に準じる取組がある（見込みを含む）。 ②補助対象設備が停電対応 C G S の場合、単機発電能力 2 5 k W 以上の機器を設置すること。補助対象設備が停電対応 G H P のみの場合、室外機 2 台以上かつ冷房能力合計 1 1 2 k W 以上の機器を設置すること。 ③系統電力の停電時には、補助対象設備から空調・照明・電気コンセントの 3 つのうち、2 つ以上を避難スペースに供給できること。
(ウ) その他第 6 条に定める審査委員会が認めた建物

[別表 3]

第4条第2項に定める経費の区分は次のとおりとする。(ただし、本支管工事費、工事負担金及びLNG用高圧製造所並びに高圧貯蔵所設置費は除く。)

区 分	内 容
設計費	補助事業の実施に必要な〔別表4〕に記載の設備の導入設計に要する経費。
既存設備撤去費	補助事業の実施に必要な解体、運搬等に要する経費。ただし、廃棄物処理に要する費用を除く。
新規設備機器費 (含む計測装置)	補助事業の実施に必要な〔別表4〕に記載の導入機器の購入等に要する経費。
新規設備設置工事費	補助事業の実施に必要な〔別表4〕に記載の導入設備の設置に要する経費。
敷地内ガス管敷設費	補助事業の実施に必要な〔別表4〕に記載の敷地内ガス管の敷設に要する経費。

〔別表４〕

第４条第３項に定める経費の区分毎の補助対象範囲は次のとおりとする。

１．設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費の補助対象範囲

（１）以下の設備に対する経費を対象とする。

- ① 停電対応ＣＧＳ（ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池）機器本体に加え、排熱回収に資する装置・機器、その他必要と判断される設備
- ② 停電対応ＧＨＰ機器本体に加え、冷媒配管、室内機、その他必要と判断される設備
- ③ 熱交換器、煙道、煙突、安全装置、省エネを目的とした計測装置、ガスブースタ又はガスコンプレッサ、脱硝装置、基礎工事（設備建屋及び建屋に付随する設備等は対象外とする。）

（２）蒸気・温水配管および電気配線等については、対象設備間をつなぐものは対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象外とする（配管に付随するポンプ等もこれに準ずるものとする。）

（３）当該経費は、本補助事業で専用に使用する部分を対象とする。

２．敷地内ガス管敷設費の補助対象範囲

- （１）ガス配管、ガバナ、ストレーナ、緊急遮断弁、ガス漏れ警報器等必要と判断される設備に対する経費を対象とする。
- （２）補助事業外設備との共用ガス配管がある場合には、原則断面積比による按分相当額を対象とする。

[別表 5]

第 5 条に定める補助金の補助率及び補助金の上限額は次のとおりとする。

補助率及び補助金の上限額	
1. 補助率	
1 / 3 以内	
2. 1 補助事業当たりの上限額	
(1) 停電対応 C G S の場合	
< 中圧供給 >	2 4 0 百万円
< 低圧供給 >	6 0 百万円
(2) 停電対応 G H P の場合	
	6 6 百万円
3. 算定方法	
上限額については、補助対象経費の区分ごとに補助率を乗じた額の合計額にて算定する	

(様式第1)

申請日			
令和	:	年	月 日

令和8年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
交付申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金交付規程第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 申請者

法人名	
代表者名	
役 職	
住 所	()

※ 記入順序は所有者、使用者、その他の順とし、複数の申請者が補助対象設備を所有する予定の場合は補助金交付申請金額が多い申請者を先に記入すること。

(様式第2)

令和8年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
実施計画書

1. 補助事業の実施計画

(1) 実施場所

住 所	()
最寄り駅 またはバス停	
施設の名称	
施設の所有者	

※ 最寄り駅の入った地図を添付し、施設の位置を明記すること。

(2) 補助事業の概要

a. 従来設備と補助事業設備の種類と能力

導入状況		新設		更新	
従来設備					
補助事業設備	停電対応CGS 停電対応GHP				
	付帯設備				

b. 平時と災害時の設備用途

設備	平時と災害時の設備用途	
停電対応CGS	平時	
	災害時	
停電対応GHP	平時	
	災害時	

※ 記入枠は必要な数を追加すること

c. 支払い方法

設備使用者 の計画	☐ 金融機関振込 ☐ リース ☐ 賃貸 ☐ エネルギーサービス(含むESCO) ☐ 支払委託契約 (金融機関名称:)
共同申請情報	設備所有者:
	設備使用者:

※ 共同申請に係る相互の契約や役割分担が分かる資料を添付すること。

(3) 事業実施工程

別紙「発注計画書」に記載の通り、補助事業（工事契約）の開始及び完了予定日を記入

当年度事業	開始予定日	令和		年		月		日
	完了予定日	令和		年		月		日
事業全体	開始予定日	令和		年		月		日
	完了予定日	令和		年		月		日

※ 開始予定日は契約締結予定日を記入すること。複数契約がある場合は最も早い契約締結予定日を記入すること。

※ 完了予定日は支払完了予定日を記入すること。複数契約がある場合は最も遅い支払完了予定日を記入すること。

(4) 審査に係る事項

a-①. ガス供給状況

ガス供給方式	供給状況

a-②. ガス供給方式が「耐震性を向上させた低圧導管」の場合は、以下を記入すること。

本支管	引込管

b-①. 建物区分

建物区分	建物用途、協定等の内容	締結状況

※ 天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金交付規程第3条第2項第5号の建物に設置されること

b-②. 建物区分「イ」の場合は、以下を記入すること。

設備の種類と適合条件	停電時避難スペースへの供給	条件確認

b-③. 避難スペースと費用対効果（建物区分「ア」の場合、災害時に寄与する屋内空間の床面積を記入）

避難スペース (㎡)	費用対効果(避難スペース (㎡)/補助対象経費(百万円))

※ 費用対効果については四捨五入の上、小数点2桁まで記入

c. 設備容量あたりの補助対象経費、及びC G S の場合の省エネ試算値

評価項目	設備容量あたりの補助対象経費		CO ₂ 排出削減量		省エネルギー量	
停電対応C G S		千円/kW		▲t - CO ₂ /年		GJ/年
停電対応GHP		千円/kW	—		—	

※ 設備容量あたりの補助対象経費は（補助対象経費（千円）/定格出力（kW））を記入すること。

※ 停電対応C G S のCO₂排出削減量と省エネルギー量は、年間稼働想定値を別紙より記入。

2. 補助対象経費の算出根拠

別紙、「申請金額整理表」のとおり。

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合 計	円	円		円

※ 消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

※ 「補助金交付申請額」は、各区分毎の「補助対象経費」に補助率を乗じた額(1円未満は切捨)以下とすること。

※ 申請者が複数の場合、合計金額を記入すること。

3. 補助対象設備の仕様

(1) 設備仕様

<a. 停電対応CGS>

設備名称	定格 発電出力 (kW)	排熱 回収量 (kW)	燃料消費量 (kW) 低位発熱量基準	発電効率 (%) 低位発熱量基準	排熱回収 効率 (%) 低位発熱量基準	総合効率 (%) 低位発熱量基準	台数
	①	②	③	$①/③ \times 100 = ④$	$②/③ \times 100 = ⑤$	④ + ⑤	
合計							

※ 設備の定格仕様値を記入すること。

※ 効率は低位発熱量基準定格運転時のもので、小数点第2位を四捨五入した値を記入すること。

※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数を追加すること。

<b. 停電対応GHP>

設備名称	定格 冷房能力 (kW)	停電運転時 冷房能力 (kW)	燃料消費量 (kW) 高位発熱量基準	停電運転時 燃料消費量 (kW) 高位発熱量基準	台数
	①	②	③	④	
合計					

※ 設備の定格仕様値を記入すること。

※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数を追加すること。

4. 補助事業者の概要

(1) 申請者

法人名	
代表者名	
役職	
住所	()
電話番号	— — FAX番号 — —
業種	
資本金 ※	円 従業員数 ※ 人
決算情報 ※	前年度 売上高 円 経常利益 円
補助対象設備に対する申請者の役割	☐ 所有者 ☐ 使用者 ☐ エネルギーサービス事業者（補助対象設備を使用し電力や熱を販売する） ☐ その他（ ）

※ 直近決算年度末の数値を単体ベースで記入。決算が赤字の場合は、前2年分の財務諸表も別途添付すること。

※ 該当項目がない場合、「－」を記入、または代替される数値を記入

(2) 補助事業担当窓口

法人名			
部署名			
(フリガナ)			
実施責任者名			
役 職			
住 所	()		
電話番号	— —	FAX番号	— —
E-mailアドレス			

5. 都市ガス事業者の担当窓口

法人名			
部署名			
(フリガナ)			
担当者名			
役 職			
住 所	()		
電話番号	— —	FAX番号	— —
E-mailアドレス			

6. 資金調達計画（補助事業に要する経費）

調達先	補 助 金	自己資金	借 入 金	合 計
調達金額	円	円	円	円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 申請者が複数の場合、合計金額を記入し、申請者ごとの計画が分かる書類を添付すること。

7. 確認事項

該当する項目にチェックすること。

☐	本補助事業で導入する設備については法定耐用年数以上の期間使用する
☐	本補助事業で導入する設備を借入金の担保としない
☐	本補助事業で導入する設備については国の他の補助金と重複受給がない ※対象範囲の重複がなくとも他の補助金を申請される場合は、その概要がわかる資料を添付すること
☐	自社製品および自社販売品を本補助事業において使用しない ※使用する場合は当該製品の利益排除に関する説明資料を添付すること
☐	従来設備がある場合、従来設備に対して過去に国から補助金交付を受けていない

申請者

法人名
代表者名

令和 年 月 日

一般社団法人
都市ガス振興センター
会長

令和8年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
交付決定通知書

上記補助金において、令和 年 月 日付けの申請については、天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金交付規程第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金交付の対象となる事業及び内容は交付申請書のとおりとします。

2. 補助金交付予定額

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金交付予定額	円

※ 金額に消費税等は含みません。

※ 申請者が複数の場合は、合計額を記入しています。

3. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付予定額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付予定額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合 計	円	円		円

※ 金額に消費税等は含みません。

※ 申請者が複数の場合は、合計額を記入しています。

4. 交付の条件

--

当該案件の補助金交付番号は、

--

です。

※ 補助金交付予定額は申請書の内容に基づき審査した結果による補助金の交付限度額です。

実際の交付額は「実績報告書」に基づき確定しますので予めご了承ください。

(様式第 4)

補助金交付番号					

届出日			
令 和			
	年	月	日

令和 8 年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
交付申請取下げ届出書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助金の申請取下げについて、天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金交付
規程第 9 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 申請者

法 人 名	
代表者名	
役 職	
住 所	(—)

2. 補助金申請取下げ理由

--

(様式第 5)

補助金交付番号				

申請日		
令和		
	年	月
		日

令和 8 年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
計画変更等承認申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の計画変更等について、天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金交付規程第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 補助事業者

法 人 名	
代表者名	
役 職	
住 所	(—)

2. 計画変更等の内容

--

3. 計画変更等を必要とする理由

--

4. 計画変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合 計	円	円		円

- ※ 計画変更により補助事業に要する経費等が交付決定の内容と異なる場合のみ記入すること。
- ※ 補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。
- ※ 見積書の写しを添付すること。（上記金額根拠が明確に分かるように別途注釈をつけること。）
- ※ 補助金交付予定額を上回らないこと。
- ※ 交付決定時に条件が付されている場合は、計画変更後もその条件を遵守すること。

(様式第 6)

補助事業者
法人名
代表者名

令和 年 月 日

一般社団法人
都市ガス振興センター
会長

令和 8 年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
計画変更等承認結果通知書

補助金交付番号							
---------	--	--	--	--	--	--	--

上記補助事業の計画変更等について、天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金交付規程第 10 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 審査結果

	承認		条件付き承認		不承認
--	----	--	--------	--	-----

2. 承認の条件

--

3. 不承認の理由

--

(様式第 7)

補助金交付番号				

報告日		
令和		
	年	月 日

令和 8 年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
遅延等報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の遅延等について、天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金交付規
程第 1 3 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法 人 名	
代表者名	
役 職	
住 所	(—)

2. 遅延等に係る金額

円

※ 金額に消費税等は含まないこと。
※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

3. 遅延等の理由及び採った措置

--

4. 補助事業の遂行及び完了予定日

補助事業の遂行	
①契約締結	令和 年 月 日
②納品	令和 年 月 日
③検収	令和 年 月 日
④請求	令和 年 月 日
完了予定日	令和 年 月 日

(様式第 8)

補助金交付番号				

報告日			
令 和			
	年	月	日

令和 8 年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
実施状況報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の実施状況について、天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金交付
規程第 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法 人 名	
代表者名	
役 職	
住 所	(—)

2. 補助事業の実施状況の内容

--

(様式第 9)

補助金交付番号					

申請日			
令和			
	年	月	日

令和 8 年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
承継承認申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の承継について、天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金交付規程第 1 5 条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 承継を受ける事業者名

法 人 名	
代表者名	
役 職	
住 所	(—)

2. 交付を決定した補助事業者名

--

3. 承継理由

--

4. 交付決定通知書に掲げられた補助金の額

	円
--	---

5. 既に交付を受けている補助金の額

	円
--	---

(様式第 10)

補助金交付番号				

報告日		
令和		
	年	月 日

令和 8 年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
実績報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業について、天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金交付規程第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法人名	
代表者名	
役職	
住所	()

2. 実施した補助事業の内容

1. 補助事業設備の用途	
2. 補助事業設備の仕様確認表	
3. 請負会社選定のための見積額比較表	
4. 請負会社選定理由	
5. 契約先と契約金額	

3. 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助率	補助金額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合 計	円	円		円

※ 補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

※ 見積書、支払い証明書の写しを添付すること。

※ 上記金額根拠が明確に分かるように別途注釈をつけること。

4. 補助事業開始日及び完了日

開始日	令和	年	月	日	完了日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---	-----	----	---	---	---

※ 開始日は、契約締結日を記入のこと。複数契約がある場合は最も早い契約日を記入のこと。

※ 完了日は、支払完了日を記入のこと。複数契約がある場合は最も遅い支払日を記入のこと。

※ 実績報告の際には本様式の外、別に定める資料を添付して報告すること。

(様式第 1 1)

補助金交付番号				

報告日		
令和		
	年	月 日

令和 8 年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
年度末実績報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の年度末実績について、天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金交付規程第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法人名	
代表者名	
役職	
住所	()

2. 交付予定額と翌年度への繰越額

区 分	交付予定額		交付予定額のうち翌年度への繰越額	
	補助対象経費	交付予定額	補助対象経費	交付予定額
I. 設 計 費				
II. 既存設備撤去費				
III. 新規設備機器費				
IV. 新規設備設置工事費				
V. 敷地内ガス管敷設費				
合 計				

※ 金額に消費税等は含まないこと。
※ 補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

3. 補助事業開始日及び完了予定日

開始日	令和			完了予定日	令和		
		年	月 日			年	月 日

補助事業者
法人名
代表者名

令和 年 月 日

一般社団法人
都市ガス振興センター
会長

令和 8 年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
支払確定通知書

補助金交付番号

上記補助金の交付について、天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金交付規程第 17 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金交付確定額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助率	補助金交付確定額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合 計	円	円		円

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額及び事業者ごとの内訳を記入しています。

2. 補助金精算払額

円

※ 金額に消費税等は含みません。

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額及び事業者ごとの内訳を記載しています。

(様式第 13)

請求日			
令和	年	月	日

令和８年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
精算払請求書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助金について、天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金交付規程第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業者

法人名	
代表者名	
役 職	
住 所	(—)

2. 精算払請求金額

円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

3. 補助金の振込先

金融機関名					フリガナ							
					支店名							
口座番号	コード					預金種別	1. 普通 2. 当座 9. 別段					
口座名義(カナ)												
(漢字)												

(様式第 1 4)

補助金交付番号				

報告日			
令和			
	年	月	日

令和 8 年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
返還報告書（取消しに係るもの）

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業について、天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金交付規程第 1 9 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法人名	
代表者名	
役職	
住所	()

2. 既に交付を受けている補助金の額

円

3. 返還を請求された金額及び年月日

令和 年 月 日
円

4. 返還した金額及び年月日

	年 月 日	
(1)	返 還 金	円
(2)	加 算 金	円
(3)	延 滞 金	円

5. 加算金及び延滞金の算出根拠

--

6. 未返還金額

(1)	返 還 金	円
(2)	加 算 金	円
(3)	延 滞 金	円

(様式第 15)

補助金交付番号					
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・

取得財產等管理台帳 [取得財產等明細表]

[令和 8 年度]

財産名	規 格	数 量	単 価	金 額	取得年月日	処分 制限 期間	保管場所	備考
		合計金額(円) :						

- ※ 対象となる取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- ※ 所有者が複数の場合は、備考欄に財産名ごとの所有者を記入すること。
- ※ 取得時の按分等により、財産取得価格の一部が補助対象でない場合、備考欄に内訳を記入すること。
- ※ 数量は同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記入すること。
- ※ 取得年月日は検収年月日を記入すること。
- ※ 既存設備撤去費は、本管理台帳に計上しない。
- ※ 処分制限期間は、本交付規程第22条第2項に定める期間を記入すること。

(様式第 16)

補助金交付番号				

申請日		
令和		
	年	月 日

令和 8 年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
財産処分承認申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の財産処分について、天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金交付
規程第 22 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 補助事業者

法人名	
代表者名	
役職	
住所	()

2. 財産名（仕様）、数量

--

3. 処分の方法

1. 転用	2. 譲渡	3. 交換	4. 貸付け	5. 担保に供する処分
6. 取壊し	7. 廃棄	8. その他 ()		

4. 処分の予定時期

令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
----	---	---	---	---	----	---	---	---

5. 処分の理由

--

6. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）

--

7. 処分の条件（当該処分により収益がある場合は、その予定額を必ず記入すること）

--